

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ますます激化する企業間競争を勝ち抜いていくためには、事業環境に応じた迅速・的確な意思決定を行い、それを責任をもって実行する企業統治体制(コーポレート・ガバナンス)の確立が不可欠であります。また、事業の継続的な発展のため、事業運営の過程における不正・不法行為や損害の発生を防止する仕組みを確立していく必要があります。

以上の認識のもと、(1)事業環境に応じた迅速・的確な意思決定と実行、(2)コンプライアンス(法令・社会規範遵守)、(3)リスク管理(損失の危険の管理)、の3つを主要な柱として、コーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鉱ホールディングス株式会社	25,801,400	42.46
新日本製鐵株式会社	3,000,000	4.94
三井物産株式会社	2,016,226	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1,458,000	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	638,600	1.05
三菱UFJ証券株式会社	482,700	0.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	320,000	0.53
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールディー アイエスジー	279,600	0.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	248,300	0.41
シービーロンドン リーガルアンドジェネラル アシュアランス ペンションズ マネージメント リミテッド	174,100	0.29

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	新日鉱ホールディングス株式会社(上場:東京、大阪、名古屋)
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社グループとの関係については、当社の自主性・独立性を確保したうえで、当社にとってのメリット等を考慮し、適宜連携・協力しあうことを基本とし、取引の可否、条件等は、都度協議・交渉を行ったうえで決定することとしております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 宏明	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
佐藤 宏明	新日本製鐵株式会社 チタン事業部長	同氏は、新日本製鐵株式会社においてチタン部門の長を務めており、チタンの事業・業界に関する豊富な知識・経験を有しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役には、チタンの事業・業界に関する知識・経験を活かした意見、助言を頂いております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的に連絡会を開催し、監査体制、監査計画及び監査実施結果等について報告及び意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

定期的及び必要に応じ随時、打合せを開催し、監査方針、監査計画、監査留意事項等について意見交換を行っております。それぞれの監査結果については、相互に連絡・報告を行っております。また、必要に応じて、共同で監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
外池 廉太郎	他の会社の出身者		○			○		○		
占部 知之	他の会社の出身者	○			○	○		○		

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
外池 廉太郎	日鉱金属株式会社 執行役員	同氏は、新日鉱グループにおいて、法務・総務、企画関係の職務を歴任しており、同分野に関する豊富な知識と経験を有しております。その他の経歴、人格、識見も、職責に合致しております。
占部 知之	新日鉱ホールディングス株式会社 シニアオフィサー	同氏は、新日鉱グループ等において、企画、プロジェクト管理等の職務を歴任しており、同分野に関する豊富な知識と経験を有しております。その他の経歴、人格、識見も、職責に合致しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、常勤監査役と共に、監査計画に基づき監査活動を行っております。各々の監査結果については、定期的に開催する監査役会において報告及び意見交換を行い、監査情報、知見等の共有化を図っております。社外監査役には、取締役会及び監査役会において、その専門知識を活かした有意義な発言を頂いております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役賞与は、各事業年度ごとに、当該事業年度中に在任した取締役に対して、当該事業年度の連結業績(連結経常利益)に応じて支給いたします。その支給・不支給、各取締役に対する金額及び支給時期等は取締役会にて決定するものとします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成21年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は、以下のとおりであります。

(1)報酬

取締役 11名 167百万円 (うち社外 1名 2百万円)

監査役 3名 25百万円 (うち社外 2名 5百万円)

(2)賞与

取締役 10名 50百万円 (うち社外 ー)

監査役 ー ー

(3)平成19年6月28日開催の株主総会決議により支給した退職慰労金

退任取締役 4名 89百万円 (うち社外 ー)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役をサポートする専任のスタッフは配置していませんが、当社の担当取締役が社外取締役ときめ細かな連絡を行うことにより、当社の現状に関する情報提供を行っております。また、重要議案の取締役会付議に当たっては、事前に個別説明を行っております。社外監査役に関しても、現在、サポートする専任スタッフはおりませんが、今後必要に応じて、監査役の職務補助のためのスタッフを置くことを検討いたします。その場合、当該スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

(1)業務執行

経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しております。

取締役会は、当社及び当社グループに関する特に重要な事項の意思決定を行うほか、経営方針、戦略、計画の審議・決定を行います。社外取締役からは、取締役会において専門的知識を活かした意見、助言を頂いております。執行役員は、取締役会から職務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の職務の執行に関し責任を負います。

経営層の意思疎通を密にするため、全常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成する執行役員会を原則として毎週開催し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っております。

かかる体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行っております。

(2)監督

業務執行のうち、一定の重要事項については、事前に取締役会若しくは執行役員会の決議又は社長その他の決裁権者の決裁を経ることとしており、その具体的基準は社内規程で定めております。

また、執行役員会において、毎月定期的に、・全社及び部門別の収支見通し、・全社及び部門別の月次決算、・各部門の課題進捗状況を報告しており、これにより業務執行状況をきめ細かく監督しております。

取締役会においては、定期的に、業務・業績の概況報告を行っております。

(3)監査

ア監査役監査

会社法に基づき、取締役の職務執行及び会計・計算書類の監査を行っております。監査においては、コンプライアンス及び内部統制に関する事項の整備、運用状況を中心に、予防監査に重点を置いております。

監査は、年間の監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、稟議書その他業務執行に関する重要な書類の閲覧並びに業務ヒアリング、往査、その他の方法による調査により行っております。

監査の過程において必要があると認めるときは、都度、改善指導を行っております。また、業務ヒアリングの結果に基づき、監査調書を作成し、代表取締役社長及び被監査部門の担当取締役に提出しております。年間の監査結果に基づき、監査役会で審議のうえ、監査報告書を取りまとめ、代表取締役社長に提出しております。

イ会計監査人監査

会社法及び金融商品取引法に基づき、計算書類、連結計算書類、有価証券報告書、四半期報告書の監査を行っております。

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であります。

ウ内部監査

経営の合理化、効率化及び業務の適正な執行を図ることを目的に、当社の内部監査規則に基づき実施しております。

担当部署は、主として内部統制推進室監査グループであり、必要に応じ同グループ以外の者が臨時監査担当者として協力しております。

監査は、年間の監査計画に基づき、実地監査及び書面監査又はこれらの併用により行っております。

監査結果は、代表取締役社長に報告するとともに、改善要望事項等がある場合には被監査部門に通知し、その改善実施の状況を報告させております。

かかる体制のもと、経営に対する実効的監査を行っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成21年の定時株主総会(平成21年6月26日開催)においては、会日の18日前(6月8日)に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び中間決算の説明会をそれぞれ開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務諸表、決算短信、プレスリリース等を掲載しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:社長室 IR担当役員:社長室長 IR事務連絡責任者:社長室主席参事	
その他	業績情報だけでなく、経営方針や経営戦略、事業環境、経営課題などを積極的かつ明瞭に開示するように努めております。また、アナリスト説明会等で使用した資料は、ホームページ上で公開するなど、公平な情報開示に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東邦チタニウムグループの「企業倫理規範」において、顧客、株主、従業員、地域社会等幅広いステークホルダーの立場を尊重し、法令遵守はもとより社会規範・企業倫理に則って誠実に行動すべき旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会への貢献活動として、工場見学会等を通じた学校の教育・研修活動への支援やサッカー部の活動等を通じた地元少年スポーツへの支援などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業活動に関する情報を積極的かつ公正に開示することにより、経営の透明性を高めて、幅広いステークホルダーとのコミュニケーションを図ることを方針としております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 1. 内部統制に関する基本的な考え方及び整備状況

公正な業務運営を確保するためには、適切な内部統制システムを構築し、それを着実に運用するとともに、業務の実情等に応じ適宜その見直し・整備を行っていくことが必要と考えております。この観点から、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社は、業務の執行に当たり、国内及び海外の関連法令、社内の規程、通達等を遵守し、公正で健全な事業活動を行います。

イ アを徹底するため、東邦チタニウムグループの「企業倫理規範」を役員・従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育・研修を通じ、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期します。

ウ 内部監査担当部署は、毎年、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、監査役との緊密な連携を保ちつつ、社内各部門の法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示いたします。

エ 代表取締役社長の下に企業倫理推進責任者及び企業倫理推進委員会を設置しております。企業倫理推進委員会では、法令遵守に関する全社方針の策定や遵守状況のチェックなどのほか、全社的な対応を必要とする事項などに関する検討を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 職務の執行に係る請議書、議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程に従い、適切に作成、保存及び管理(廃棄を含む。)を行います。

イ アに当たっては、営業秘密(技術情報、販売情報等)の管理、重要な内部情報の管理(適時開示を含む。)及び個人情報の保護に万全の注意を払うものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 事業の継続的な発展のためには、事業運営に伴う損失の危険(リスク)を適切に把握・管理し、不慮の損害の発生を防止する体制の確立が不可欠であります。

特に、事故・災害や環境汚染を起こさないこと並びに品質不良や品質トラブルを発生させないことは、製造会社として、最も重視しなければならない事項であることを強く認識しております。

イ この認識の下、各部門においては以下の事項を継続的に実施し、リスクの管理に万全を期します。

- ・ 各業務におけるリスクの認識と重要度の評価
- ・ リスクの予防策、発生時の対応策の策定(マニュアル化)並びにその見直し
- ・ 教育・訓練の徹底
- ・ 以上の実施状況の確認とフォロー

ウ また、事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握し、それに対する対応策を課題として織り込むよう努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しております。

イ 取締役会は、当社及び当社グループに関する特に重要な事項の意思決定を行うほか、経営方針、戦略、計画の審議・決定を行います。執行役員は、取締役会から職務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の職務の執行に関し責任を負います。

経営層の意思疎通を密にするため、全常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成する執行役員会を原則として毎週開催し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行います。

ウ かかる体制の下、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行います。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア 内部統制システムの構築に当たっては、子会社を含めた「東邦チタニウムグループ」として取り組むことを基本とします。

イ 子会社の事業運営については、グループ経営会議において方針の意識統一を図るとともに、当社が子会社の予算、事業計画等を承認し、実施状況のモニタリングを実施いたします。

ウ 子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受けます。

エ 子会社における一定の重要事項については、事前に当社の所定の決裁を経てから実施することとします。

(6) 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、独立の上場会社であり、内部統制システムの構築については親会社から独立して取り組むことを基本とします。

但し、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、今後必要に応じて、監査役の職務補助のためのスタッフを置くことを検討します。その場合、当該スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア 取締役は、職務の執行状況を定期的に監査役に報告するとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査役に報告いたします。

イ 従業員は、監査役の求めにより往査に応じるとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査役に報告いたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会への出席等を通じて取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、内部監査担当部署との緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査を実施いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、不当な取引・要求には一切応じないことを基本方針とし、東邦チタニウムグループ企業倫理規範の行動基準においてその旨を規定しております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

